

## 神奈川県保健医療計画 改定骨子（案）

### 第1部 総論

#### 第1章 基本的事項

##### 第1節 計画改定の趣旨

- 神奈川県では、すべての県民が健やかに安心してくらす社会の実現に向けて、総合的な保健医療施策を示した「神奈川県保健医療計画」を策定し、県民の生涯を通じた健康の確保や安心してくらしの重要な基盤となる保健医療提供体制の整備に努めており、第6次神奈川県保健医療計画を平成25年3月に策定した。
- その後、平成26年6月に「地域における医療と介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（以下、「医療介護総合確保推進法」という。）が制定され、本県では、2025年のあるべき医療提供体制の構築に向けた長期的な取組の方向性を示した「神奈川県地域医療構想」を平成28年10月に策定した。
- 今回の計画の改定にあたっては、平成28年12月に改正された「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本方針」（以下「総合確保方針」という。）において、今後、計画作成・見直しのサイクルが一致することとなる医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の整合性を確保するとともに、地域包括ケアシステムの構築を推進することが求められている。
- また、本県では、必要なときに身近な地域で質の高い医療や介護を受けられるだけでなく、超高齢社会を乗り越えるため、健康寿命の延伸と新たな市場・産業の創出を目指すヘルスケア・ニューフロンティアを推進しており、その中で、高齢になっても元気にいきいきとくらすように、健康寿命の延伸を目的とした「かながわ未病改善宣言」を公表し、「食・運動・社会参加」を中心とする県民運動としてライフステージに応じた未病を改善する取組みを進めているところである。
- こうした動きや、医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、本県の実情に即した効率的で質の高い保健医療提供体制を整備するため、第7次神奈川県保健医療計画を策定することとした。

##### 第2節 計画の基本理念及び基本目標

- すべての県民が健やかに安心してくらす社会の実現に向けて、「誰でも等しく良質かつ適切な保健医療サービスを受けられる」ことを基本理念として、保健医療提供体制を整備する。
- 県民が身近なところで、質の高い医療を安心して受けられるよう、医療機関相互の連携の下で、切れ目のない保健医療福祉サービスを提供する体制を整備す

ることを基本目標とする。

### 第3節 計画の性格

- この計画は、医療法第30条の4第1項の規定により策定する法定計画であり、県の保健医療システムの目指すべき目標と基本的方向を明らかにするものである。
- この計画は、県民が本県の保健医療提供体制の実情を把握し、今後の施策の方向性について理解を深め、予防、治療や健康づくりに主体的に取り組むことを支援するものでもある。

### 第4節 計画期間

- この計画は、平成30（2018）年度を初年度とし、平成35（2023）年度までの6年間を計画期間とする。

### 第5節 関連する計画等

## 第2章 神奈川県の保健医療の現状

### 第1節 人口

### 第2節 生活習慣病の状況

### 第3節 受療状況

### 第4節 医療施設・医療従事者の状況

## 第3章 保健医療圏と基準病床数

### 第1節 保健医療圏

### 第2節 基準病床数

## 第2部 各論

### 第1章 未病対策の推進

- 第1節 未病を改善する取組の推進（認知症及びロコモ・フレイルの未病対策含む）  
(注1)

### 第2節 ころの未病対策

### 第3節 ICTを活用した健康管理の推進

(第4節 国際的な保健医療人材の養成)

## 第2章 事業別の医療体制の整備・充実

### 第1節 総合的な救急医療

### 第2節 精神科救急医療

### 第3節 災害時医療

### 第4節 周産期医療

## 第5節 小児医療

### 第3章 疾病別の医療連携体制の構築

- 第1節 がん
- 第2節 脳卒中
- 第3節 心筋梗塞等の心血管疾患
- 第4節 糖尿病
- 第5節 精神疾患

### 第4章 地域包括ケアシステムの推進

- 第1節 在宅医療
- 第2節 高齢者対策（肺炎、大腿骨骨折含む）（注1）
- 第3節 障害者対策
- 第4節 母子保健対策
- 第5節 難病対策
- 第6節 地域リハビリテーション

### 第5章 医療従事者等の確保・養成

- 第1節 医師
- 第2節 看護職員
- 第3節 歯科関係職種、薬剤師、その他の医療・介護従事者
- （第4節 国際的な保健医療人材の養成）

### 第6章 総合的な医療安全対策の推進

### 第7章 患者の視点に立った安全・安心で質の高い医療体制の整備

- 第1節 医療・薬局機能情報の提供、医療に関する選択支援
- 第2節 かかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及
- 第3節 地域医療支援病院の整備
- 第4節 公的病院等の役割
- 第5節 病病連携及び病診連携（ICTを活用した医療機関間の連携体制構築を含む）  
（注1）
- 第6節 歯科医療機関の役割
- 第7節 かかりつけ薬局の役割及び医薬品の安全確保対策
- 第8節 訪問看護ステーションの役割（注1）
- 第9節 最先端医療・技術の実用化促進

### 第8章 その他の疾病対策等

- 第1節 健康危機管理体制
- 第2節 感染症対策

- 第3節 肝炎対策
- 第4節 アレルギー疾患対策（注1）
- 第5節 血液確保対策と適正使用対策
- 第6節 臓器移植・骨髄等移植対策

### 第3部 地域医療構想

- 第1章 基本的事項
- 第2章 神奈川県における将来の医療提供体制に関する構想
- 第3章 各構想区域における将来の医療提供体制に関する構想
- 第4章 推進体制等

### 第4部 計画の推進

- 第1章 計画の推進体制
  - 第1節 計画の検討経緯
  - 第2節 計画の推進体制
- 第2章 計画の進行管理（数値目標を含む）
  - 第1節 進捗状況の評価
  - 第2節 評価結果の公表

### 第5部 参考資料

注1 下線部は、国の医療計画作成指針に基づき、新たに位置づけた項目

注2 未病とは、健康と病気を「二分論」の概念で捉えるのではなく、心身の状態は健康と病気の間を連続的に変化するものとして捉え、この全ての変化の過程を表す概念である。